

ORBISシリーズ

使用許諾書

2022年12月13日

Ver2.0

NSW株式会社

「ORBISシリーズ」 使用許諾書

この度は、「ORBISシリーズ」（以下「本ソフトウェア」といいます）製品をご購入いただき、誠にありがとうございます。本ソフトウェア製品はNSW株式会社（以下「NSW」といいます）の開発、販売製品です。この使用許諾書は、お客様が本ソフトウェア製品をご使用頂く際の条件について規定した、NSWとお客様との間の使用許諾です。

本ソフトウェアを使用する前に、以下の使用許諾書（以下「本書」といいます）を必ずお読みください。本書は、本ソフトウェアを使用する権利を、お客様が本書の契約条件に同意した場合のみ許諾します。本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本書の条項に拘束されることに承諾されたものとみなされます。

お客さまが本書に同意しない場合、NSWはお客様に、本ソフトウェアのインストールおよび使用のいずれも許諾できません。本書に同意しない場合は速やかに、未使用の本ソフトウェア製品および本ソフトウェア製品と共に提供されるすべてを、本ソフトウェア製品をお買い上げのNSWの販売窓口（以下「購入先」といいます）に返却してください。

■定義

本ソフトウェア製品とは、NSWの提供する本ソフトウェア、これに関する媒体、マニュアル等の印刷物または電子文書、バージョンアップ製品をいいます。

お客様とは、本ソフトウェア製品を購入した会社、団体をいいます。

■使用許諾

NSWは、本ソフトウェア製品を購入したお客様に対し、日本国内においてお客様が所有する単一のサーバとネットワークで接続しているクライアントコンピュータに限り、本ソフトウェアを非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な使用権を許諾し、お客様は、本書の条件に従って、使用することができるものとします。また、NSWは、お客様に対し、前記方法での使用を条件に、本ソフトウェアのバックアップ目的でのみ本ソフトウェアの複製（電子媒体）を作る権利を与えます。お客様は、マニュアル等本ソフトウェアについてNSWから提供されるドキュメントに記載されている使用上の注意その他記載されている内容を遵守して、本ソフトウェアを使用しなければならないものとします。

■禁止行為

お客様は、いかなる理由があろうとも、サーバ上の本ソフトウェアを、NSWの事前の書面による承諾を得ることなく、複写・複製することはできません。ただし、お客様は、本ソフトウェアをバックアップ目的でのみ複製（電子媒体）を1部作成することができるものとします。お客様は本ソフトウェア製品について、変更、結合、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為を、いかなる理由があろうとも行うことができません。

本書で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェア製品の複製、販売、他のコンピュータやネットワーク上へ転送は禁じられています。また本ソフトウェア製品の貸与、リース、貸出、サブライセンス、修正販売、流通販売、頒布、譲渡等を行うことは禁じられています。

本ソフトウェアが本ソフトウェアの旧バージョンからのアップグレードの場合、使用許諾は交換ベースで提供されたものとみなされます。つまり、お客様が本ソフトウェアを使用する時点で、旧バージョンの使用許諾は自動的に終結されるものとします。

お客様は、お客様の本ソフトウェアの使用について、NSWが適切な通知を行った上で、いつでも本契約遵守の確認のために監査することに同意するものとします。

■保証規定

NSWは、お客様の受領書に記載された納品日から90日間（「保証期間」）、以下の事項を保証します。

(i) 推奨されるハードウェアのシステム条件を満たすコンピュータ上で使用した場合において、本ソフトウェアが、添付されているそのマニュアルの記載内容と実質的に同じ性能を持つこと。

(ii) 本ソフトウェアが記録されている実際の媒体は、通常の使用状況において、その材質および製造上の欠陥がないこと。

前記限定保証を除き、NSWは、明示、黙示、その他の方法の如何を問わず、市場性、法的非侵害、特定目的への適合性の保証を含め、他の保証や表明は一切行いません。また、NSWは、本ソフトウェアにエラーがないこと、またはこれが中断することなく動作することを保証していません。

本ソフトウェアは、核施設、航空機のナビゲーションおよび通信システム、航空管制、および生命維持または武器システムの設計、製造、保守、または操作を含み、これらに限定されないフェールセーフコントロールを必要とする危険な環境で使用することを意図して設計または使用許諾されていません。NSWは、このような用途への適合性について明示的または黙示的ないかなる保証もありません。

この保証の範囲は、文書、口述、または他の手段に関わらず、また、NSWの代表者、または他のいかなる人（ディーラー、販売店、代理店もしくは従業員を含む。以下「NSW関係者」といいます）によっても拡張されることはありません。

お客様が前記保証を求める場合、受領書の写しとトラブルの状況を説明したものを添えて、本ソフトウェアを販売店にご返却ください。納品日から90日以内に、前記の保証内容に対する違反がNSWに書面で報告された場合、NSWは商慣習上合理的な努力を行い、その選択により、本ソフトウェアを実質的にマニュアルの記述どおりに動作するものに交換、欠陥のある媒体を交換、または本ソフトウェア製品の購入代金を返還します。NSWは、本ソフトウェアに対して何らかの変更が加えられている場合、媒体が誤用、事故、濫用、変更、誤った用途への適用によって損傷している場合、および推奨されていないハードウェア構成で本ソフトウェアを使用したことに起因して障害が発生した場合は、一切責任を負いません。このような本ソフトウェアの誤用、事故、濫用、変更、または誤適用の場合は、前記の保証は一切適用されません。

■損害規定

NSWは、お客様または第三者に対して、本ソフトウェアの使用または使用不能に関連して発生し、契約違反、保証違反、過失などの不法行為、製造物責任、またはその他のいかなる責任原因に基づく、間接的損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、補填損害、もしくは派生的損害（装置を使用またはデータにアクセスできないことによる損害、取引の逸失、逸失利益、事業の中断、その他を含むが、これに限定されない）について、たとえNSWまたはその代表者もしくはNSW関係者がそのような損害が生ずる可能性について報告を受けていたもしくはその可能性を認識すべきであった、あるいは本契約書記載の救済手段がその基本的目的を達成することができないことが明らかとなった場合であっても、一切の責任を負いません。

NSWの責任範囲は、原因の如何を問わず（契約・保証の不履行、不法行為、製造物責任、第三者からの請求、その他を問わず）現実にお客様が被った通常かつ直接損害の範囲とし、NSWがお客様に対して負う損害賠償額の累積総額は、当該損害の原因となった本ソフトウェア製品に対してお客様が支払った購入金額を限度とします。

■秘密保持

お客様は、いかなる場合においても、本ソフトウェア製品及びそのすべての複製物につき、秘密を保持するものとし、NSWの事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏洩しないものとします。また、本条の規定は、本契約終了後も有効とします。

■使用許諾の終了

本書は、お客様が本書の内容に違反した場合には、自動的に終了します。本契約が終了した際、お客様は本ソフトウェア製品に同梱されるすべての物を購入先に返却し、本ソフトウェア製品により発生した複製物すべてを破棄する義務を負います。この場合、本ソフトウェア製品の購入代金は一切返還いたしません。

■輸出管理

お客様は、日本国内においてのみ本ソフトウェア製品を使用することができるものとし、事前にNSWの書面による同意を得ずして輸出することはできないものとします。お客様が本ソフトウェア製品を輸出（日本国外へ持ち出す場合や非居住者への提供を含みます）する場合、お客様は日本国の外国為替及び外国貿易法その他の法令、関係国の法令を遵守するものとします。

■不可抗力

天災地変、疫病その他不可抗力等、弊社の責に帰すべからざる事由により、NSWによる本ソフトウェア製品の提供が遅滞し、あるいは提供が不能となった場合、NSWは債務不履行の責を負いません。なお、その後の措置については、両当事者間で別途協議いたします。

■反社会的勢力との取引の禁止

お客様は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、又は交際しないことをNSWに約するものとします。

お客様が前項に違反し、又はそのおそれがある場合には、NSWは、何らの催告なく、直ちに「対象契約」を解除いたします。

■裁判管轄等一般条項

本書に定めなき事項または本書の解釈に疑問を生じた場合は、お客様およびNSWは誠意をもって協議し、解決するものとします。

本書は、日本国法に準拠するものとします。本書に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

■開発元

NSW株式会社